



報道発表資料の配付日時 7月11日(月) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度第2回檜山管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 開催日時 令和4年(2022年)7月20日(水) 13時30分～15時00分</p> <p>2 会場 檜山合同庁舎301会議室(檜山郡江差町字陣屋336番地3)等 上記地区会場及びZ o o mによる開催</p> <p>3 出席者(対象者) (道側) 北海道教育庁高校教育課職員 檜山教育局長ほか (相手側) 管内の各町長、町教育長、小・中・高等学校長、 P T A関係者、経済団体関係者ほか</p> <p>4 内容 (1) 公立高等学校配置計画案(令和5年度(2023年度)～7年度(2025年度))について (2) 「これからの高校づくりに関する指針」の改定の方向性について</p>		
参考	Z o o mによる傍聴参加希望は、7月19日(火)10時までの申し込みと しています。		

報道(取材) に当たって のお願い	取材については地区会場(檜山合同庁舎301会議室)でのみの対応となります。 (他会場への取材は行わないでください。) Z o o mによる取材(参加)も可能です。7月19日(火)10時までに御 連絡ください。		
他のクラブ との関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (担当者: 企画総務課長 佐藤 潤子) TEL ダイヤルイン 0139-52-6424 内線		
-------------	---	--	--

令和4年度第2回檜山管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会

開催要項

1 趣旨

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに町関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 主催

北海道教育庁学校教育局高校教育課

3 運営

北海道教育庁檜山教育局

4 開催方法

(1) 開催（参加）方法

地区会場（檜山合同庁舎 301 会議室：江差町字陣屋町 336-3）における参加及び参加者の自宅・職場等から Z o o m アプリを用いたオンライン会議（W e b 会議）への参加

(2) 開催日時

令和4年（2022年）7月20日（水） 13時30分～15時00分

(3) 会場

- ア 地区会場
- イ 参加者の職場・自宅等
- ウ 学校や教育委員会が指定する会場

(4) 参加対象者

- ア 町長
- イ 町教育委員会教育長
- ウ 高等学校長
- エ 中学校長（各町代表者1名）
- オ 小学校長（各町代表者1名）
- カ 地区協議会又は P T A 関係者など（各町代表者2名）
- キ 経済団体関係者（公立高等学校所在町代表者1名）

(5) 会議の内容

- ア 公立高等学校配置計画案（令和5年度（2023年度）～7年度（2025年度））について
- イ 「これからの高校づくりに関する指針」の改定の方向性について

5 その他

- (1) 協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとします。
なお、傍聴に係る取扱いについては別記のとおりとし、傍聴者が Z o o m 以外での参加を希望する場合は、地区会場を会場とします。
- (2) 協議会参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、複数人が集まる会場では、マスクの着用をお願いします。

別記

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 会場における傍聴の人数は5名以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者及びWeb参加による傍聴はこれに含めません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
 - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) Web会議では、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。
 - (8) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。